

CLAIR REPORT No.411

韓国¹の地方公務員制度

～給与制度を中心に～

Clair Report No.411 (Mar 31, 2015)
(一財)自治体国際化協会 ソウル事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係る様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご意見等を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

2014年11月19日、韓国の首相直属の機関として「人事革新処」が新設された。もともとは同年4月に発生した旅客船沈没事故を受けた政府組織法の改正によるものであり、国民を災害等から保護し安全を保障するための新たな体制作りが主体であったが、その組織改編に合わせて、公務員の人事、倫理、サービス及び年金に関する事務を管掌し、公務員制度改革の推進機関として新たに設置されたものであり、公職社会の競争力強化、清廉かつ信頼される組織づくりなどの改革が進むものと期待されている。

韓国の地方公務員制度は、「地方自治法」「地方公務員法」大統領令を根拠として定められており、概ね日本の制度と類似しているが、人事、給与制度等においては差異が見られるところである。

地方公務員の職、種類、任用、人事交流等については、クレアレポート第127号「韓国地方公務員の人事制度について」で、地方公務員のサービス、定員管理、勤務条件、労働基本権制限等については、クレアレポート第186「韓国地方公務員制度について」でも報告しており、本レポートでは給与制度を中心に報告する。

公務員制度改革に向けた大きな動きがある中で、韓国の地方公務員制度について、あらためて整理することは意義あるものと思われる。

本レポートが、韓国の地方公務員給与制度を理解する上での一助になれば幸いである。

レポート作成にあたっては、各種関係法令を中心に紹介しているため、地方自治体の長が定めることとされている勤務時間等の部分については、地方自治体毎に取り扱いに差異があるかと思われる。

また、資料は、既存の文献・ウェブサイト等から収集したものであり、特に断りのない限り、資料収集時点（2014年初旬）での制度内容を基に作成したものであるのでご留意いただきたい。

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所長

<用語定義（前提として）>

◆本レポートでは、韓国法令で使用されている下記用語を使用している。

- ・報酬：日本では給与という。
- ・俸給：日本では給料（基本給）という。

◆法令所管組織名は、組織改編後の「行政自治部」で統一している。

（2014年11月組織改編により名称変更。（改編前）安全行政部→（改編後）行政自治部）

目次

概要	1
第1章 地方公務員 の概念と種類	2
第1節 地方公務員 の概念	2
第2節 地方公務員 の種類	2
第2章 地方公務員 の現況	3
第1節 職位分類制	3
第2節 地方公務員 の定員 の現況	3
第3章 報酬	7
第1節 俸給	7
第2節 報酬支給	7
1 支給方法	7
2 支給日	8
第3節 手当	8
1 地方公務員 の手当等に関する規程に基づく手当	8
2 地方公務員 報酬規程に基づく兼任手当及び俸給調整手当	18
第4節 年俸制	19
1 固定給的年俸制	19
2 成果給的年俸制	20
第4章 任用と試験	22
第1節 任用	22
1 任用	22
2 外国人と複数国籍者の任用	22
3 勤務時間の短縮任用	22
4 技術分野優秀人材の推薦採用及び見習勤務	22
5 勤務期間を定めて任用する公務員	23
6 欠員補充方法	23
7 新規任用	23
8 開放型職位	24
9 人事交流	24
10 優秀公務員等の特別昇進	24
11 奨学金支給	24
第2節 試験	25
1 試験の実施	25
2 昇進	25
第5章 服務	26
第1節 勤務時間等	26
第2節 休暇	26

1	年暇.....	26
2	病暇.....	27
3	公暇.....	27
4	特別休暇.....	27
第6章	身分保障.....	29
第1節	当然退職.....	29
第2節	職権免職.....	29
第3節	休職.....	30
第4節	降任.....	30
第5節	定年.....	31
第6節	名誉退職等.....	31
1	名誉退職手当.....	31
2	早期退職手当.....	32
第7節	その他退職手当等.....	32
参考文献・ホームページ等	38

概要

第1章 地方公務員の種類

韓国の地方公務員は、経歴職公務員と特殊経歴職公務員に区分され、経歴職公務員は、一般職公務員と特定職公務員の2種類、特殊経歴職公務員は、政務職公務員と別定職公務員の2種類がある。各職種により、報酬、任用の制度等が異なることから、第1章では、韓国地方公務員の種類について述べる。

第2章 地方公務員の現況

地方公務員の職級及び定員について紹介する。

一般職公務員は、1級から9級までの階級で区分されており、1級が道副知事、2級は道室長、3級は道局長、4級は道課長、5級は道係長の階級となっており、4級以上が管理職となる。

第3章 報酬

地方公務員の報酬体系は、大きく号俸制と年俸制に区分され、俸給（基本給）以外にも各種手当等が支給される。韓国では、使用しなかった年次休暇を買い取る制度があり、年暇補償費として支給される。

本章では、主に、各種手当の詳細について述べる。

第4章 任用と試験

任用については、週 20 時間労働の時間制や、期間を定めて任用する任期制の任用を行うことができる。また、試験及び昇進の実施方法は、職級により異なっている。

本章では、任用形態及び試験・昇進の実施方法について簡単に述べる。

第5章 服務

勤務条件等については、各自治体の条例で定められるが、本章では、地方公務員服務規程において規定されている勤務時間及び休暇制度について紹介している。

原則として、公務員の勤務時間は週 40 時間、土曜日は休務となっており、休暇は、年暇、病暇、公暇及び特別休暇に区分されている。

第6章 身分保障

退職、免職及び休職について述べる。

韓国の公務員の定年は、原則 60 歳となっているが、定年前に自ら退職する名誉退職・早期退職の制度も存在する。

第1章 地方公務員 の概念と種類

第1節 地方公務員 の概念

地方自治法第112条第1項で、「地方自治体は、その事務を分掌するため必要な行政機関と地方公務員をおく。」と規定されており、地方自治体に所属して自治体の事務を処理する職員を地方公務員という。

地方自治体で勤務する公務員のほとんどは地方公務員であるが、法律で定めるところにより国家公務員をおくことができることとされている。(地方自治法第112条第5項)

地方自治法第112条第4項により、地方公務員の任用・試験・資格・報酬・服務・身分保障・懲戒及び教育訓練等に関しては、別に法律で定めると規定されており、具体的には、地方公務員法で定められている。

第2節 地方公務員 の種類

地方自治体の公務員(地方自治体が経費を負担する地方公務員をいう。)は、「経歴職公務員」と「特殊経歴職公務員」に区分(地方公務員法第2条)されており、経歴職公務員は、一般職と特定職に、特殊経歴職公務員は、政務職と別定職に細分されている。

経歴職公務員は、実績と資格により任用され、その身分が保障され、生涯(勤務期間を定めて任用する公務員の場合はその期間をいう。)公務員として勤務することが予定される公務員をいい、特殊経歴職公務員は、経歴職公務員以外の公務員をいう。

地方公務員 の分類 (地方公務員法第2条)

区分	種類	
経歴職	一般職	技術・研究または行政一般に対する業務を担当する公務員
	特定職	公立大学及び専門大学に勤務する教育公務員、教育監 [※] 所属の教育専門職員、自治警察公務員及び地方消防公務員、その他特殊分野の業務を担当する公務員として他の法律で特定職公務員に指定する公務員
特殊経歴職	政務職	選挙で就任し、または任命する際に地方議会の同意が必要な公務員 例) 地方自治体の長
		高度な政策決定業務を担当し、またはこのような業務を補助する公務員として法令または条例で政務職として指定する公務員
	別定職	秘書官・秘書など、補佐業務などを遂行したり、特定の業務遂行のために法令で特別職として指定する公務員
		※別定職公務員の任用条件、任用手続き、勤務上限年齢、その他必要な事項は大統領令または条例で定める。

※教育監: 日本でいう教育長。教育庁の代表者であり、選挙により選任される。

第2章 地方公務員の現況

第1節 職位分類制

全ての対象職位¹は、職務の種類、困難性及び責任度により、職群²・職列³・職級⁴または職務等級⁵別に分類され、同じ階級や同じ職務等級に属する職位に対しては、同じ資格要件を必要とするなど、類似の報酬が支給されるよう分類されている。

一般職公務員は、1級から9級までの階級で区分され、職群と職列別に分類される。一般職公務員のうち「研究職公務員」の階級は、研究官と研究士の2階級、「指導職公務員の階級」は、指導官と指導士の2階級に区分されている。

一般職公務員の職級表は別表1、職級及び職位区分は、別表2のとおりである。

第2節 地方公務員の定員の現況

2013年12月31日現在の地方自治体の職員の定員は、291,406名であり、そのうち国家公務員は82名、地方公務員は291,324名となっている。

12月末現在の職級別、職種別の定員総数及び市道別・職種別現員については、下記のとおりである。

年度別の地方自治体の職員の定員数 (単位：人)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
総定員	277,122	281,173	283,477	287,961	291,406
国家公務員	79	80	80	82	82
地方公務員	277,043	281,093	283,397	287,879	291,324

出典：統計庁HP「e-国指標」行政自治部統計「地方公務員の定員の現況」

(定員は各自治体の定員条例等で規定)

-
- 1 職位：一人の公務員に付与できる職務と責任をいう。
 - 2 職群：職務の性質が類似の職列の群をいう。
 - 3 職列：職務の種類が類似し、その責任と困難性の程度が違う職級の群をいう。
 - 4 職級：職務の種類・困難性と責任度が非常に類似の職位の群をいい、同じ職級に属する職位に対しては、任用資格・試験、その他の人事行政で統一した取り扱いをする。
 - 5 職務等級：職務の困難性と責任度が非常に類似の職位の群をいう。

2013年職種・職級別定員現況

(単位：人)

職種・階級		計	国家公務員	地方公務員
一般職	1級	11	0	11
	1－2級	2	0	2
	2級	27	0	27
	2－3級	41	0	41
	3級	306	0	306
	3－4級	42	0	42
	4級	2,557	0	2,557
	4－5級	251	0	251
	5級	16,667	0	16,667
	6級	58,401	0	58,401
	7級	73,301	0	73,301
	8級	58,878	0	58,878
	9級	31,424	0	31,424
	小計	241,908	0	241,908
専門経歴官	力群	43	0	43
	ナ群	529	0	529
	タ群	85	0	85
その他	政務	250	2	248
	高位公務員	41	41	0
	別定職	701	0	701
	消防職	39,220	23	39,197
	自治警察職	127	0	127
	研究職	3,227	8	3,219
	指導職	4,475	8	4,467
	教員	800	0	800
合計	291,406	82	291,324	

出典：統計庁HP「e-国指標」行政自治部統計「地方公務員の定員の現況」

2013年市道別・職種別地方公務員現員

(単位：人)

市道別	計	高位 公務員	一般職															
			一般職 計	小計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	研究職		指導職		
														研究官	研究士	指導官	指導士	
計	287,299	41	246,743	241,095	6	63	322	2,620	15,715	63,171	86,889	44,042	20,892	490	2,540	477	3,868	
ソウル	47,080	1	39,941	38,245	4	22	42	352	2,156	8,962	16,155	7,326	2,913	51	243	2	17	
釜山	16,770	2	14,102	13,755	-	4	23	173	1,019	3,887	5,084	2,308	1,066	24	132	6	29	
大邱	11,468	2	9,466	9,223	-	2	23	113	700	2,338	3,373	1,703	781	20	121	5	44	
仁川	12,956	2	10,691	10,487	-	3	27	171	877	2,644	3,497	2,004	1,042	24	125	7	66	
光州	7,019	2	5,881	5,746	-	1	21	98	499	1,405	1,970	1,083	553	18	71	3	24	
大田	7,048	2	5,870	5,701	-	2	13	89	465	1,466	1,994	1,108	443	18	72	3	28	
蔚山	5,378	2	4,535	4,412	-	1	10	80	383	1,101	1,533	968	232	13	61	5	25	
世宗	1,109	2	921	910	-	-	4	34	130	232	300	156	20	-	2	4	28	
京畿道	45,866	4	39,597	38,804	-	12	39	401	2,450	9,676	13,207	8,036	4,065	55	282	60	521	
江原道	16,268	3	13,907	13,739	1	2	15	156	862	3,851	4,833	2,367	1,038	39	204	44	327	
忠清北道	12,548	3	11,035	10,896	-	2	13	111	669	2,978	3,632	1,834	1,178	26	157	33	263	
忠清南道	16,437	3	14,278	14,060	1	2	15	136	881	4,005	4,666	2,373	1,281	34	183	57	426	
全羅北道	15,814	3	13,962	13,633	-	2	12	126	859	3,615	5,101	2,208	1,058	27	175	44	406	
全羅南道	19,686	3	17,528	17,249	-	1	15	152	1,020	4,826	6,116	2,708	1,593	36	214	62	506	
慶尚北道	24,618	3	21,529	21,206	-	2	18	177	1,245	5,731	7,423	3,623	2,010	43	224	81	629	
慶尚南道	22,228	3	19,278	18,995	-	3	17	172	1,157	5,441	6,610	3,468	1,414	35	187	47	444	
済州	5,006	1	4,222	4,034	-	2	15	79	343	1,013	1,395	769	205	27	87	14	85	

市道別	一般職																	
	専門経歴官				専任職位									開放型				
	小計	力群	ナ群	夕群	小計	1級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	小計	1号	2号	3号	4号	5号
計	594	45	500	49	648	1	1	35	254	299	56	2	164	6	2	20	69	67
ソウル	98	5	90	3	114	1	-	5	55	47	6	-	54	-	1	6	15	32
釜山	24	2	21	1	51	-	-	4	29	16	2	-	15	-	-	3	11	1
大邱	14	3	11	-	48	-	-	2	16	29	1	-	13	-	-	1	10	2
仁川	18	1	14	3	7	-	-	1	4	1	1	-	10	1	-	2	6	1
光州	19	3	12	4	19	-	-	4	8	6	1	-	5	-	-	1	3	1
大田	15	3	12	-	35	-	-	2	7	19	7	-	1	-	-	-	1	-
蔚山	17	1	15	1	11	-	-	-	5	6	-	-	3	-	-	1	1	1
世宗	3	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
京畿道	67	2	63	2	47	-	1	1	20	22	3	-	24	-	-	4	4	16
江原道	47	4	40	3	13	-	-	-	5	8	-	-	3	1	-	-	-	2
忠清北道	26	2	16	8	23	-	-	2	4	16	1	-	4	1	-	1	2	-
忠清南道	37	2	27	8	39	-	-	-	14	21	4	-	1	-	-	-	1	-
全羅北道	50	4	45	1	33	-	-	2	8	19	4	-	13	-	-	1	4	8
全羅南道	44	8	32	4	56	-	-	-	17	26	13	-	3	1	-	-	2	-
慶尚北道	63	1	59	3	37	-	-	1	17	16	3	-	5	1	-	-	3	1
慶尚南道	35	1	27	7	53	-	-	2	17	28	4	2	3	1	-	-	2	-
済州	17	2	15	-	62	-	-	9	28	19	6	-	7	-	1	-	4	2

市道別	一般職																			
	一般任期制												時間選任任期制						一時任期制	
	小計	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	研究官	研究士	指導士	小計	力級	ナ級	夕級	ラ級	マ級	小計	9号
計	4,242	5	1	18	568	775	1,103	985	595	14	165	13	3,408	90	84	176	318	2,740	9	9
ソウル	1,430	1	-	-	263	267	275	342	228	7	47	-	1,861	16	26	46	90	1,683	-	-
釜山	257	-	-	-	45	47	45	68	47	2	3	-	80	1	2	2	15	60	-	-
大邱	168	-	-	2	14	26	53	45	28	-	-	-	36	2	-	-	2	32	-	-
仁川	169	-	-	-	39	47	48	22	13	-	-	-	154	4	6	17	6	121	-	-
光州	92	-	-	2	16	37	24	10	3	-	-	-	15	-	1	-	2	12	9	9
大田	118	-	-	3	5	28	41	34	7	-	-	-	106	4	2	13	10	77	-	-
蔚山	92	-	-	-	8	13	32	29	6	3	1	-	17	2	3	3	7	2	-	-
世宗	8	-	-	-	-	5	2	1	-	-	-	-	6	-	1	-	1	4	-	-
京畿道	655	1	1	1	84	146	213	105	94	-	9	1	860	40	27	77	154	562	-	-
江原道	105	-	-	2	8	16	27	33	17	-	2	-	12	3	5	2	1	1	-	-
忠清北道	86	-	-	-	4	11	30	20	12	-	9	-	20	-	-	3	2	15	-	-
忠清南道	141	-	-	1	12	17	39	36	26	-	9	1	110	11	7	7	9	76	-	-
全羅北道	233	-	-	3	13	33	55	84	29	-	13	3	51	1	1	3	10	36	-	-
全羅南道	176	-	-	2	18	27	43	36	18	-	29	3	6	-	1	1	4	-	-	-
慶尚北道	218	-	-	-	12	17	90	54	21	1	19	4	28	3	2	1	3	19	-	-
慶尚南道	192	1	-	2	5	23	50	51	40	1	19	-	41	-	-	1	2	38	-	-
済州	102	2	-	-	22	15	36	15	6	-	5	1	5	3	-	-	-	2	-	-

市道別	特定職				特殊経歴職										
	小計	消防職	教育職	自治警察	政務職	別定職									
						小計	1級相当	2級相当	3級相当	4級相当	5級相当	6級相当	7級相当	8級相当	9級相当
計	39,801	38,918	758	125	243	471	17	-	-	33	101	144	118	28	30
ソウル	6,948	6,494	454	-	28	162	-	-	-	9	46	34	47	10	16
釜山	2,626	2,626	-	-	17	23	1	-	-	2	6	6	4	2	2
大邱	1,972	1,972	-	-	9	19	1	-	-	1	3	6	8	-	-
仁川	2,225	2,225	-	-	11	27	1	-	-	3	5	5	8	3	2
光州	1,115	1,115	-	-	6	15	1	-	-	2	3	3	5	1	-
大田	1,152	1,152	-	-	6	18	1	-	-	2	6	5	4	-	-
蔚山	827	827	-	-	6	8	1	-	-	-	1	2	4	-	-
世宗	181	181	-	-	1	4	1	-	-	1	-	1	1	-	-
京畿道	6,175	6,175	-	-	32	58	1	-	-	3	8	19	19	4	4
江原道	2,333	2,289	44	-	16	9	1	-	-	-	1	4	1	2	-
忠清北道	1,484	1,445	39	-	13	13	1	-	-	-	5	3	1	3	-
忠清南道	2,123	2,078	45	-	16	17	2	-	-	2	1	8	4	-	-
全羅北道	1,812	1,812	-	-	14	23	1	-	-	2	2	13	3	1	1
全羅南道	2,113	2,048	65	-	23	19	1	-	-	1	2	13	1	1	-
慶尚北道	3,048	3,005	43	-	24	14	1	-	-	2	1	7	2	1	-
慶尚南道	2,895	2,827	68	-	19	33	1	-	-	2	7	13	5	-	5
済州	772	647	-	125	2	9	1	-	-	1	4	2	1	-	-

出典：「地方自治体公務員人事統計」2013.12.31 現在（行政自治部）

第3章 報酬

公務員の報酬⁶は、職務の困難性と責任の程度に合うよう、階級別・職位別または職務等級別に定められている。報酬に関し、俸給・号俸・昇級、手当、報酬支給方法・計算及びその他の報酬の支給に関する事項については、「地方公務員報酬規程」において定められている。

公務員の報酬体系は、大きく号俸制と年俸制に区分される。

号俸制は、号俸に応じて俸給（基本給）が支給され、定期昇給により号俸が上がるよう、年功給的な性格の報酬体系となっており、俸給以外に各種手当が支給される。

年俸制は、固定給的年俸制と成果給的年俸制に区分される。固定給的年俸制は、政務職公務員を対象としており、成果給的年俸制は、一般職（1～4級）、別定職（5級相当以上）及び任期制公務員を対象としている。

第1節 俸給

俸給は、職務の困難性及び責任の程度にあうよう階級別・職位別または職務等級別に定められており、一般職公務員の俸給月額別表3のとおりとなっている。

地方公務員法第44条の規定で、報酬の決定に際しては、一般の標準生計費、物価水準、その他の事情を考慮し、民間部門の賃金水準と適切な均衡を維持するとともに、経歴職公務員間、経歴職公務員と特殊経歴職公務員間での均衡を図ることとされているが、地方公務員の俸給は、地方公務員報酬規程第4条により「公務員報酬規程（国家公務員の報酬に関する規定）で定める俸給表を準用（地方公務員と国家公務員は同様の俸給表を使用）する。」と規定されていることから、俸給改定等に関する権限は、地方自治体には与えられていないといえる。

第2節 報酬支給

1 支給方法

報酬は、現金または要求払い預金で支給される。本人への直接支給が原則であるが、出張・航海その他やむを得ない理由により本人に直接支給できない時には、本人が指定する者に支給できる。

6 報酬：俸給とその他各種手当を合算した金額をいう。

（年俸制適用対象公務員は年俸とその他各種手当を合算した金額をいう。）

2 支給日

報酬の支給日は、毎月 20 日となっている。ただし、特別な事情がある場合には、地方自治体の長は該当地方自治体の全部または一部公務員の報酬支給日を別に定めることができる。報酬支給日が土曜日または公休日であるときはその前日に支給される。

第3節 手当

1 地方公務員の手当等に関する規程に基づく手当

公務員には、予算の範囲内で俸給以外に必要な手当が支給される。手当の種類・支給範囲・支給額その他手当の支給に関して必要な事項は、「地方公務員の手当等に関する規程」による。

地方公務員の報酬構造は別表 4 のとおりであり、地方公務員の手当等に関する規程で規定される各種手当については以下のとおりである。

(1) 賞与手当

ア 待遇公務員手当

待遇公務員（任命権者は一般公務員のうち該当段階昇進所要最低年数以上勤務して昇進任用の制限理由なく勤務成績優秀な人を直近上位の段階の待遇公務員として選抜することができる。）として選抜された公務員に、当該公務員月俸給額の 4.1% が待遇公務員手当として支給される。

イ 精勤手当

勤務年数により、毎年 1 月と 7 月の報酬支給日に精勤手当等が支給される。

1 月に支給される精勤手当は、1 月 1 日現在公務員の身分を有し俸給が支給される者のうち支給対象期間である前年 7 月 1 日から 12 月 31 日までに 1 月以上俸給が支給された公務員に支給され、7 月に支給される精勤手当は、7 月 1 日現在公務員の身分を有し俸給が支給される者のうち支給対象期間である 1 月 1 日から 6 月 30 日までに 1 月以上俸給が支給された公務員に支給される。

精勤手当支給区分表

精勤手当

勤務年数	支給額	勤務年数	支給額
1年未満	未支給	7年未満	月俸給額の30%該当金額
2年未満	月俸給額の5%該当金額	8年未満	月俸給額の35%該当金額
3年未満	月俸給額の10%該当金額	9年未満	月俸給額の40%該当金額
4年未満	月俸給額の15%該当金額	10年未満	月俸給額の45%該当金額
5年未満	月俸給額の20%該当金額	10年以上	月俸給額の50%該当金額
6年未満	月俸給額の25%該当金額		

精勤手当加算金

勤務年数	月支給額	備 考
	全公務員	
20年以上	100,000ウオン	(追加 加算金) 勤務年数が20年以上25年未満の者には月10,000ウオンを 25年以上の者には月30,000ウオンを加算して支給する。
15年以上 20年未満	80,000ウオン	
10年以上 15年未満	60,000ウオン	
5年以上 10年未満	50,000ウオン	

備考

1. 月俸給額とは、当該公務員の1月1日及び7月1日現在の俸給表上の月俸給額をいう。
2. 次官級以上の月俸給額の支給を受ける公務員には、精勤手当加算金は支給されない。

出典：地方公務員の手当等に関する規程別表2（第6条第1項関連）

ウ 成果賞与金

下表の公務員等のうち、勤務成績・業務実績などが優秀な者に対して、成果賞与金が支給される。

成果賞与金適用対象公務員

公務員の種類	適用対象
一般職公務員	4級(課長級を除く)以下
別定職公務員	4級相当(課長級を除く)以下
消防公務員	消防準監以下
教育公務員	教育監所属の教育専門職員
研究職・指導職公務員	全体
地方専門経歴官	全体

成果賞与金支給基準額表 (一般職公務員部分のみ抜粋)

一般職 公務員	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	20号俸	20号俸	18号俸	18号俸	15号俸	12号俸	10号俸

備考: 成果賞与金の支給基準額は、表の各号俸に該当する前年度の月俸給額をいう。

成果賞与金支給等級及び支給額表

支給等級		支給額
等級	支給人員	
S等級	評価結果上位20%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額表による基準額の172.5%以上に該当する金額
A等級	評価結果上位20%超60%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額表による基準額の125%に該当する金額
B等級	評価結果上位60%超90%以内に該当する者	成果賞与金支給基準額表による基準額の85%以下に該当する金額
C等級	その他	支給しない

出典：地方公務員の手当等に関する規程別表2の2、2の3、3
(第6条の2第1項から第3項関連)

エ 創案賞与金

地方公務員法第78条⁷の規定により、提案の採択・施行により国家または地方自治体に直接的で顕著な予算の削減をもたらした場合に、創案を実施した機関で1年間節約された経費を基準として、施行年度またはその翌年の該当会計予算で、創案者に賞与金が支給される。

7 地方公務員法第78条(提案制度)

1. 行政運営の能率化と経済化のため、公務員の創意的な意見や考案を啓発し、これを採択して行政運営改善に反映するために提案制度を置く。
2. 提案が採択され施行されて、国家または地方自治体予算を節約するなど、行政運営発展に明確な実績がある者には、賞与金を支給でき、特別昇進または特別昇給させることができる。
3. 第2項に伴う賞与金、特別昇進または特別昇給に関しては、大統領令で定め、その他提案制度の運営に必要な事項は規則で定める。

創案賞与金支給基準表

支給対象		賞与金支給基準額
予算節減	1,000万ウォン以下	賞与金＝予算節減額×30/100
	1,000万ウォン超 1億ウォン以下	賞与金＝(予算節減額－1,000万ウォン) ×20/100＋300万ウォン
	1億ウォン超	賞与金＝(予算節減額－1億ウォン) ×10/100＋2,100万ウォン
租税収入増加		収入相対額の10%の範囲内で支給
行政改善		秀：1,000万ウォン以上2,000万ウォン以下 優：500万ウォン以上1,000万ウォン未満 美：500万ウォン未満
備考：賞与金の最低金額は、5万ウォンとする。		

※韓国の評価は、秀・優・美・良・可の5段階で評価される。

出典：地方公務員の手当等に関する規程別表5（第9条関連）

(2) 家計保全手当

ア 家族手当

扶養家族がある者に対し、配偶者月4万ウォン、配偶者を除いた扶養家族は1人あたり月2万ウォンが家族手当として支給される。扶養家族の数は4人以内となっているが、子供の場合には扶養家族の数が4人を超えても家族手当が支給され、3番目以上の子供には家族手当加算金が8万ウォンずつ（ただし2011年12月31日以前に出生した3番目以上の子供は月3万ウォンずつ）が支給される。

扶養家族とは、扶養義務を持つ公務員と住民登録票上世帯を共にする者で、当該公務員の住所または居所で現実的に生計を共にする次の(ア)から(エ)のいずれか一つに該当する者をいう。ただし、就学・療養または住居の都合や公務員の勤務都合により当該公務員と別居している家族（下記(ア)(イ)のうち公務員の配偶者と世帯を共にする者及び(ウ)のうち公務員本人及び配偶者の子供に限る。）は扶養家族に含まれる。

家族手当は、その支給理由が発生した日が属する月から消滅した日が属する月分まで支給される。

(ア) 配偶者

(イ) 本人及び配偶者の 60 歳（女性の場合は 55 歳）以上の直系尊属（継父及び継母を含む。（ウ）（エ）で同じ）及び 60 歳未満の直系尊属のうち障害の程度が著しい者

(ウ) 本人及び配偶者の 20 歳未満の直系卑属及び 20 歳以上の直系卑属のうち障害の程度が著しい者

(エ) 本人及び配偶者の兄弟姉妹のうち障害の程度が著しい者と本人及び配偶者の両親が死亡したり障害の程度が著しい者である場合、本人及び配偶者の 20 歳未満の兄弟姉妹

イ 子供学費補助手当

高等学校に進学している子供がいる公務員に対して、第 1 期分は 2 月（新入生の場合は 3 月（韓国の新学期は 3 月からスタート））、第 2 期分は 5 月、第 3 期分は 8 月、第 4 期分は 11 月の報酬支給日に、子供一人あたり下表の支給区分により子供学費補助手当が支給される。ただし、子供が法令により学費が免除されていたり学費が無償である学校に進学している場合には支給されない。

子供学費補助手当支給区分表

学校	支給額
国立または公立の高等学校 (小・中等教育法第 2 条)	該当公務員の子供が就学した学校から発行された授業料納入領収書または授業料納入告知書に記載された学費全額（授業料と学校運営支援金を合算した金額をいう。）が支給される。ただし、ソウル特別市にある国立または公立学校の平均支給額を超えることはできない。
私立の高等学校 (小・中等教育法第 2 条)	
高等学校と同じ水準の学力と認められる生涯教育施設 (生涯教育法第 31 条)	該当公務員の子供が就学した学校から発行された学習費納入領収書または学習費納入告知書に記載された学習費全額が支給される。ただし、ソウル特別市にある国立または公立学校の平均支給額を超えることはできない。

出典：地方公務員の手当等に関する規程別表 6（第 11 条第 1 項関連）

なお、ソウル特別市にある国立または公立学校の平均支給額は行政自治部長官がソウル特別市所在の国立または公立学校の実態を調査し、毎年 2 月中旬にその上限額を定めることとなっており、2014 年度の上限額は下記のとおりである。

2014 年度子供学費補助手当支給上限額

学校級別	年・期別	授業料	学校運営支援費	計
高等学校	年額	1,450,800₩	402,400₩	1,853,200₩
	四半期額	362,700₩	100,600₩	463,300₩

出典：行政自治部 HP にて公表（2014.2.17）

ウ 育児休職手当

満8歳以下（小学2年生以下）の子供を養育するために必要であったり、女性公務員が妊娠・出産するために30日以上休職した公務員に対し、育児休職手当が支給される。

育児休職手当は、育児休職開始日を基準として月俸給額の40%に該当する金額とされている（上限額：月100万ウォン、下限額：月50万ウォン）。

育児休職した公務員には、上記により算定した育児休職手当の15%に該当する額を差し引いた金額（残金が月50万ウォン未満の場合には月50万ウォン）が支給され、差し引いた15%に該当する金額は、育児休職終了後復帰して6ヶ月以上継続して勤めた場合に合算して一括払いで支給される。

育児休職手当の支給期間は、休職日から最初の1年以内である。

(3) 特殊地勤務手当

交通が不便で、文化・教育施設がほとんどない地域や勤務環境が特殊な機関に勤める公務員に対して、等級区分により、特地は月6万ウォン、甲地は月5万ウォン、乙地は月4万ウォン、丙地は月3万ウォンの特殊地勤務手当が支給される。等級別区分は地方公務員の手当等に関する規程別表10(第12条関連)に規定されている。

(4) 特殊勤務手当

ア 危険勤務手当

公務員として危険な職務に従事する者に対し、危険勤務手当が支給される。月支給金額は、甲種5万ウォン、乙種4万ウォンとなっている。甲・乙種の区分は、地方公務員の手当等に関する規程別表第8（第13条関連）に規定

されているが、例えば、消防車運転員・消防職業に従事する者は甲種に指定されている。

イ 特殊業務手当

公務員として特殊な業務に従事する者に対し、特殊業務手当が支給される。手当の名称、支給対象、支給額及び支給方法については、地方公務員の手当等に関する規程別表9（第14条関連）に規定されている。

ウ 業務代行手当

出産休暇または育児休職中の公務員の業務を代行する公務員と時間選択制転換公務員または時間制勤務公務員の勤務時間外業務を代行する公務員に対し、月5万ウォンの業務代行手当が支給される。ただし、同じ業務を代行する公務員が多数である場合にはそれぞれ月3万ウォンの業務代行手当が支給される。

(5) 超過勤務手当等

ア 時間外勤務手当

勤務命令により規定された勤務時間外に勤務した者に対し、時間外勤務手当が支給される。

時間外勤務手当は、毎時間に対し、該当公務員に適用される基準号俸（下表のとおり）の俸給額の55%（一般任期制公務員のうち、開放型職位（第4章第1節8を参照）に任用される任期制公務員のうち、年俸等級5号または6号該当者は、その年俸等級に相当する階級の基準号俸給料額の55%、開放型職位に任用される任期制公務員でない公務員は、該当公務員の年俸月額額の84%該当金額の42%をいう。下記イ・ウで俸給基準額という。）の209分の1の150%が支給される。

災害の発生等により地方自治体長が時間外勤務命令を行う場合等の特別な場合を除いては、時間外手当が支給される勤務命令時間は、1日に4時間、1ヶ月に57時間を超過できないとされている。（地方公務員の手当等に関する規程第15条第4項）

時間外勤務手当基準号俸表

支給対象	基準号俸
一般職公務員 一般職公務員に準じて任用する別定職公務員 消防公務員	該当階級または該当階級相当 10号俸
地方専門経歴官	力群：9号俸 ナ群及び夕群：10号俸
研究職公務員 指導職公務員	研究官・指導官：8号俸 研究士：10号俸 21号俸以上の指導士：12号俸 20号俸以下の指導士：10号俸
教育監所属の教育専門職員	視学官・教育研究官：25号俸 30号俸以上：23号俸 20号俸から29号俸まで：21号俸 19号俸以下：18号俸

出典：地方公務員の手当等に関する規程別表 11（第 15 条第 3 項関連）

イ 現業公務員等に対する夜間勤務手当

現業公務員等として、夜間勤務のみ行う者または昼・夜間交替勤務者として夜間勤務をする者に対して支給される。夜間勤務は、1日8時間を基準とし、毎時間に対し、俸給基準額の209分の1の50%が支給される。

ウ 現業公務員等に対する休日勤務手当

現業公務員等として、休日の9時から18時まで勤務する者に対し、休日勤務手当として、1日に対し、俸給基準額の26分の1の150%が支給される。

エ 管理業務手当

下表に該当する公務員に対して、月俸給額の9%（研究職公務員及び指導職公務員と教育公務員（ソウル市立大学校総長を除く。）は、7.8%）が管理業務手当として支給される。

管理業務手当を支給する者に対しては、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当は支給されない。

管理業務手当支給対象表

区分	支給対象
一般職公務員 別定職公務員	4級または4級相当公務員以上（地方専門経歴官は除く）
研究職公務員	◆機関の長である研究官のうち、担当業務の範囲と監督・責任の程度が非常に大きい若しくは大きい若しくは普通の試験・研究機関の長の職位に該当する者 ◆部署の長である研究官のうち、（非常に）豊かな知識と経験をもって（非常に）広範囲の研究・試験・調査業務を総括・調整する職位に該当する公務員
指導職公務員	◆機関の長である指導官のうち、担当業務の範囲と監督・責任の程度が大きい若しくは普通の指導機関の長の職位に該当する者 ◆部署の長である指導官のうち、（非常に）豊かな知識と経験をもって（非常に）広範囲の指導業務を総括・調整する職位に該当する公務員
消防公務員	地方消防正以上
教育公務員	・公立の専門大学及び大学の総長・副総長・大学院長、大学校の学長・次長・企画研究室長・教養課程部長 ・大学または大学校の課長及びその附属施設又は病院の課長以上の職位に補職された公務員 ・教育長及び市・道教育庁直属機関の長 ・4級相当以上の職位に補職された視学官・教育研究官

※韓国では、日本でいうところの大学（4年生）を大学校、短期大学等を大学という。

出典：地方公務員の手当等に関する規程別表 12（第 17 条の 2 関連）

オ 自主退職手当

地方公務員法第 46 条の 2⁸の規定により自主退職手当を支給できる別定職公務員として 1 年以上勤続した者が自ら退職する場合に、自主退職手当が支給される。自主退職手当額は、退職当時月俸給額の 6 月分に相当する金額（定年または勤務上限年齢までの残余期間が 6 月未満の場合には、その残余期間に相当する金額）となっている。

8 地方公務員法第 46 条の 2（別定職公務員の自主退職に伴う手当）

別定職公務員（秘書官・秘書を除く）が、次の各号のいずれか一つに該当する場合として、職位がなくなったり過員となって勤務上限年齢に到達する 1 年前に自ら退職する場合には、他の法律に特別な規定がある場合でなければ、大統領令に定めるところにより予算の範囲内で手当を支給できる。

1. 地方自治体を廃止したり、設置したり、分けたり、合わせた場合
2. 職制と定員が改正されたり廃止された場合
3. 予算が減少した場合

(6) 実費補償等

実費補償として、次の4種類が支給される。それぞれ福利厚生的な要素が強い費用といえ、日本にはない制度である。

ア 定額給食費

月13万ウォンの定額給食費が支給される。

イ 名節休暇費

ソルラル⁹及び秋夕¹⁰の日現在（支給基準日）に在職中の公務員に対し、名節休暇費として、支給基準日現在の月俸給額の60%が支給される。

ウ 年暇補償費

年暇補償費は、地方公務員服務規程第7条第4項¹¹で規定されている。いわゆる、未消化年次有給休暇の買取制度である。

1級以下公務員及びこれに相当する公務員に対し、所属地方自治体の条例で定めるところにより、年暇補償費が支給される。ただし、教育公務員（休みがない機関に勤務する者を除く。）には支給されない。

年暇補償費は、当該年度の6月30日及び12月31日現在の月俸給額を基準として、分けて支給される。6月30日基準年暇補償費は、6月30日現在の年暇残余日数が10日以上の方に対して支給される。

年暇補償費支給額（地方公務員の手当等に関する規程第18条の5第3項）

区分	支給額
6月30日基準年暇補償費	6月30日現在の月俸給額の86% × 1/30 × 5日
12月31日基準年暇補償費	(12月31日現在の月俸給額の86% × 1/30 × 年暇補償日数) - 6月30日現在基準年暇補償費として支給された金額

9 ソルラル：旧暦1月1日。旧正月。この日をはさみ前後2日間が祝日となる。

10 秋夕：旧暦8月15日。中秋節。この日をはさみ前後2日間が祝日となる。ソルラルと並ぶ2大名節。

11 地方公務員服務規程第7条（年暇休暇及び年暇補償費の支給）

4 年暇を公務上許可できなかつたり、該当公務員が年暇を使用しない場合には、予算の範囲で年暇日数に該当する年暇補償費を支給することで、年暇に代えることができる。この場合、年暇補償費を支給することができる年暇対象日数は、20日を超えることができない。

エ 職級補助費

職級補償費とは、職級にあった活動ができるように支援するものであり、全ての公務員に対して下記支給区分表により支給される。

職級補助費支給区分表¹²

全ての公務員（消防職・教育職は省略）	月支給額 (ウォン)
ソウル特別市長	1,240,000
広域市長・特別自治市長・道知事及び特別自治道知事	950,000
ソウル特別市・広域市・特別自治市・道及び特別自治道の教育監	
ソウル特別市の政務副市長	750,000
副団長が2級(相当)である市・郡・区の団長、1級(相当)、開放型職位に任用される一般任期制公務員(1号)	
副団長が3級(相当)である市・郡・区の団長、2級(相当)、研究官・指導官(2級相当職位)、開放型職位に任用される一般任期制公務員(2号)	650,000
副団長が4級(相当)である市・郡・区の団長、3級(相当)、研究官・指導官(3級相当職位)、開放型職位に任用される一般任期制公務員(3号)	500,000
4級副団長	450,000
4級(副団長を除く。相当)、研究官・指導官(4級相当職位)、開放型職位に任用される一般任期制公務員(4号)、一般任期制公務員(5級相当)	400,000
5級(相当)、研究官・指導官(5級相当職位)、開放型職位に任用される一般任期制公務員(5号)、一般任期制公務員(6級相当)、地方専門経歴官カ群	250,000
6級(相当)、研究士・指導士(3号俸以上)、開放型職位に任用される一般任期制公務員(第6号)、一般任期制公務員(7級相当)、地方専門経歴官ナ群	155,000
7級(相当)、一般任期制公務員(8級相当)	140,000
8・9級(相当)、指導士(2号俸以下)、一般任期制公務員(9級相当)、地方専門経歴官ダ群	105,000
<small>※専用乗用車両の提供を受ける公務員等の場合には、職級補助費からそれぞれの区分に該当する金額(1級(相当)から3級(相当)までの公務員の場合は、200,000ウォン)が減額される。</small>	

出典：地方公務員の手当等に関する規程別表14（第18条の6関連）

2 地方公務員報酬規程に基づく兼任手当及び俸給調整手当

公務員が本業以外の他の職に兼任された場合等には、業務の特殊性及び本業機関の賃金水準を勘案して兼任手当が支給される。(地方公務員報酬規程第31条)

公務員の処遇改善のため必要な場合には、俸給調整手当が支給される。(地方公務員報酬規程第31条の2)

12 韓国の地方自治体

広域自治体（日本の都道府県に相当）：特別市、特別自治市、広域市、道、特別自治道

基礎自治体（日本の市町村に相当）：市、郡、自治区

第4節 年俸制

年俸制は、固定給的年俸制と成果給的年俸制に分類される。

固定給的年俸制適用対象公務員には、一定額で支給され、成果給的年俸制適用対象公務員には、基本年俸（俸給、精勤手当、管理業務手当）と成果年俸（前年度業務実績の評価結果を反映して支給）を合算した額が支給される。

年俸は、年俸月額（年俸を12月で分けた金額）で毎月支給される。

年俸制の区分及び適用対象公務員区分表

適用対象公務員	区分
政務職公務員	固定給的年俸制
一般職公務員の俸給表の適用を受ける公務員のうち、1級（相当）から4級（相当）までの公務員（4級又は5級の複数職定員に該当する4級公務員は除く）	成果給的年俸制
一般職公務員の俸給表の適用を受ける公務員のうち、政務職公務員を政策的に直接補佐したり、地方自治体の国際関係力量強化のために、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事を補佐する5級相当以上の別定職公務員	
任期制公務員（一時任期制公務員を除く）	

出典：地方公務員報酬規程別表11（第32条関連）

1 固定給的年俸制

固定給的年俸制適用対象公務員として新規任用された者の年俸は、下表のとおりである。

なお、固定給的年俸制適用対象職員へは、精勤手当、管理業務手当及び名節休暇費は支給されない。（地方公務員の手当等に関する規程第19条第10項）

固定給的年俸制適用対象公務員の年俸表

区 分		年俸 (単位：千ウォン)
ソウル特別市長		111,966
広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事、ソウル特別市・広域市・特別自治市・道・特別自治道の教育監、ソウル特別市の政務副市長		108,738
市長・郡守及び自治区の区庁長	副市長・副郡守・副区庁長の階級が2級またはこれに相当する階級である市・郡・自治区の場合	95,105
	副市長・副郡守・副区庁長の階級が3級またはこれに相当する階級である市・郡・自治区の場合	87,686
	副市長・副郡守・副区庁長の階級が4級またはこれに相当する階級である市・郡・自治区の場合	81,320
※政務職地方公務員として任命される済州特別自治道の監査委員長と行政市長の年俸は、87,686千ウォンとする。		

出典：地方公務員報酬規程別表12（第34条関連）

2 成果給的年俸制

成果給的年俸制適用対象公務員として新規任用された者の年俸は、下表で定めた年俸限度額の範囲内で、同一階級（相当）の号俸制適用対象公務員として任用される場合に受けることとなる俸給、精勤手当、管理業務手当を合算した金額となる。

なお、成果給的年俸制適用対象職員へは、精勤手当、管理業務手当、成果賞与金及び名節休暇費は支給されない。（地方公務員の手当等に関する規程第19条第10項）

成果給的年俸制適用対象公務員の成果年俸は、前年度の業務実績に対する評価結果により支給され、業務実績が上位20%以内に該当する者には成果年俸基準額の7%に該当する金額、上位20%超50%以内の者には5%、上位50%超90%以内の者には3%が支給され、その他の者には支給されない。

成果給的年俸制適用対象公務員の年俸限界額

◆ 1級（相当）から4級（相当）までの公務員		
区 分	上限額	下限額
1級（相当）公務員	97,901千ウォン	65,259千ウォン
2級（相当）公務員	90,481千ウォン	60,290千ウォン
3級（相当）公務員	84,114千ウォン	56,505千ウォン
4級（相当）公務員	76,948千ウォン	44,723千ウォン

◆任期制公務員及び別定職公務員※

※一般職公務員の俸給表の適用を受ける公務員のうち、政務職公務員を政策的に直接補佐したり、地方自治体の国際関係力量強化のために、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事を補佐する5級相当以上の別定職公務員

○任期制公務員および別定職公務員（開放型職位に任用される公務員を除く）

区分	上限額	下限額
5級(相当)		50,292千ウォン
6級(相当)	62,525千ウォン	41,661千ウォン
7級(相当)	51,100千ウォン	36,293千ウォン
8級(相当)	44,831千ウォン	31,978千ウォン
9級(相当)	39,473千ウォン	

○開放型職位に任用される任期制公務員および別定職公務員

年俸等級	適用対象	上限額	下限額
1号	1級公務員またはこれに相当する公務員として任命することができる職位に任用される任期制公務員及び別定職公務員		72,820千ウォン
2号	2級公務員またはこれに相当する公務員として任命することができる職位に任用される任期制公務員及び別定職公務員		66,200千ウォン
3号	3級公務員またはこれに相当する公務員として任命することができる職位に任用される任期制公務員及び別定職公務員		60,184千ウォン
4号	4級公務員またはこれに相当する公務員として任命することができる職位に任用される任期制公務員及び別定職公務員	76,948千ウォン	51,690千ウォン
5号	5級公務員またはこれに相当する公務員として任命することができる職位に任用される任期制公務員及び別定職公務員	67,721千ウォン	38,491千ウォン
6号	6級公務員またはこれに相当する公務員として任命することができる職位に任用される任期制公務員及び別定職公務員	59,162千ウォン	29,807千ウォン

出典：地方公務員報酬規程別表13（第34条関連）

第4章 任用と試験

第1節 任用

1 任用

公務員の任用は、試験成績、勤務成績、経歴評定、その他の能力の実証により行われる。

2 外国人と複数国籍者の任用

地方自治体の長は、国家安保及びセキュリティー・機密に係る分野を除いた分野で、外国人を地方専門経歴官、任期制公務員または特殊経歴職公務員として任用することができる。

また、次のいずれか一つに該当する分野で大統領令の定める分野では、複数国籍者（大韓民国国籍と外国国籍を一緒に持つ者）の任用を制限することができる。

(1) 国家の存立と憲法基本秩序の維持のための国家安保分野

(2) 内容が漏洩する場合、国家または地方自治体の利益を害することとなるセキュリティー・機密分野

(3) 外交、国家間利害関係と関連した政策決定及び執行など複数国籍者の任用が適合しない分野

3 勤務時間の短縮任用

業務の特性または機関の事情などを考慮して新規任用される公務員または所属公務員を大統領令または条例で定める通常の勤務時間より短く勤務する公務員（時間選択制採用公務員という。）として任用することができる。

時間制採用公務員の週の労働時間は、20時間であるが、任命権者が機関運営上必要と認める場合には、5時間の範囲で調整が可能となっている。（地方公務員任用令第3条の3）

4 技術分野優秀人材の推薦採用及び見習勤務

任命権者は、優秀な人材を公職に誘致するために、学業成績等が優れた高等学校以上の卒業業者や卒業予定者を推薦・選抜して、3年の範囲内で見習いとして勤める

ようにし、その勤務期間、勤務成績と資質が優秀だと認められる者を技術分野の一般公務員として任用することができる。

5 勤務期間を定めて任用する公務員

専門知識・技術が要求されたり、任用管理に特殊性が要求される業務を担当させるために経歴職公務員を任用する時は、一定期間を定めて勤務する公務員（任期制公務員という。）を任用することができる。

任期制公務員の種類は下表のとおりである。

任期制公務員の種類等

種 類		任用期間	勤務時間
一般任期制公務員	予算及び一般職公務員の定員の範囲で任用され、常勤する任期制公務員	5年の範囲内	40時間
時間選択制任期制公務員	予算の範囲内で、通常の勤務時間より短い時間(週15時間以上35時間以下の範囲で任命権者が定めた時間)勤務する公務員として任用される任期制公務員		週15時間以上35時間以下の範囲内で、地方自治体の長が定める。
一時任期制公務員	休職をしたり、特別休暇(出産休暇・流産休暇・死産休暇)の取得により、30日以上 of 休暇を実施する公務員の業務を代行するために、1年以内の期間に任用される公務員として、通常の勤務時間より短い時間勤務する任期制公務員	1年の範囲内	

地方公務員任用令第3条の2，第21条の4第1項

6 欠員補充方法

公務員の欠員は、新規任用・昇進任用・降任¹³・転職¹⁴または転補¹⁵の方法で補充される。

7 新規任用

公務員の新規任用は、基本的に、公開競争任用試験により行われる。

5級公務員を新規任用する場合には1年、6級以下公務員を新規任用する場合には6ヶ月間試補として任用し、その期間に勤務成績が良ければ、正規公務員として任用される。(地方公務員法第28条)

13 降任：同じ職列内で下位職級に任命したり下位職級がなくて他の職列の下位職級に任命すること。

14 転職：職列を異にして任命すること。

15 転補：同じ職級内での職務変更をいう。

8 開放型職位

任命権者は、該当機関の職位のうち、専門性が特に要求されたり、効率的な政策樹立のため必要だと判断され、公職内部や外部で適格者を任用する必要がある職位を、開放型職位として指定して運営することができる。この場合、市・道は5級以上、市・郡・区は6級以上公務員またはこれに相当する公務員として任命できる職位のうち、任期制公務員としても補することができる職位は、開放型職位とみる。

9 人事交流

教育部長官または行政自治部長官は、人材バランスのとれた配置と地方自治体の行政発展のため、教育部または行政自治部と地方自治体間に人事交流が必要だと認めるときは、教育部または行政自治部におく人事交流協議会が定めた人事交流基準により、人事交流案を作成して、該当地方自治体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、該当地方自治体の長は、正当な理由がない場合は、その勧告を受け入れなければならない。(地方自治体と国との人事交流)

市・道知事は、該当地方自治体及び管轄区域の地方自治体間に人事交流が必要だと認めるときは、該当市・道におく人事交流協議会で定めた人事交流基準により、人事交流案を作成して、管轄区域の地方自治体の長に人事交流を勧告することができる。その場合、該当地方自治体の長は、正当な理由がない場合は、その勧告を受け入れなければならない。(地方自治体相互間の人事交流)

10 優秀公務員等の特別昇進

次のいずれか一つに該当する時は、特別昇進任用することができる。

- ・清廉で透徹した奉仕精神で、職務にすべての力を尽くして公務執行の公正性を維持し、清潔な公職社会を実現するのに、他の公務員の手本となる者
- ・職務遂行能力が卓越し、行政発展に大きな貢献をした者
- ・提案制度に伴い、提案を採択して施行することにより、国家または地方自治体予算を削減するなど、行政運営発展に明確な実績がある者
- ・在職中の功績が特に明確な者が、名誉退職する時
- ・在職中の功績が特に明確な者が、公務で死亡した時

11 奨学金支給

地方自治体の長は、優秀な公務員を確保するために必要な場合は、初・中等教育法、高等教育法その他の法律により設置された各級学校の在學生で、公務員として任用されることを望む者に、奨学金を支給し、卒業後、一定の義務服務期間を課し

て、公務員として勤務させることができる。

奨学金を受けた者が、本人に責任のある理由により、奨学金支給が中断されたり公務員として任用されない場合、または義務服務期間を終えずに退職した場合には、本人や連帯保証人に、支給した奨学金の全部または一部の返却を命じることができ、これを履行しなければ、地方税滞納処分の例により徴収することができる。

第2節 試験

1 試験の実施

6級・7級公務員の新規任用試験は、市・道単位で、該当市・道人事委員会が実施する。（農村振興事業に従事する研究及び指導職公務員に対する新規任用試験は、大統領令で定める機関が実施する。）

8級及び9級公務員の新規任用試験と、6・7・8級公務員への昇進試験、6・7・8・9級公務員の転職試験は、該当自治体の人事委員会が実施する。市長・郡守・区庁長（自治区の区庁長）が、優秀な人材の確保または試験管理上必要と認めるときは、市・道人事委員会に試験の実施を委託することができる。

5級以上公務員の各種任用試験（経歴競争任用試験、公開競争昇進試験、一般昇進試験及び転職試験）は、任命権者の要求に基づいて、行政自治部長官または、教育部長官が実施する。（地方公務員任用令第42条の2）

2 昇進

階級間の昇進任用は、勤務成績評定、経歴評定、その他の能力の実証により行われる。ただし、1級から3級までの公務員への昇進任用は、能力と経歴等を考慮して任用され、5級公務員への昇進任用は、昇進試験を経ることとされている。（必要と認められた場合は、大統領令に定めるところにより人事委員会の議決を経て任用することができる。）

昇進試験は、一般昇進試験と公開競争昇進試験に区分されている。

一般昇進試験は、昇進候補者名簿（勤務成績評定、経歴評定、その他の能力の実証による順位により職級別に任命権者が作成した名簿）の高い順位にある者から順に、任用しようとする欠員または欠員と予想欠員を合わせた総欠員の2倍以上5倍数以下の範囲の者に対し実施され、試験成績点数と昇進候補者名簿による評定点数を合算した総合成績で合格者が決定される。

公開競争昇進試験は、5級公務員への昇進に限定し、地方自治体間の昇進の機会の均衡を維持し、有能な公務員を抜擢するために必要な場合に実施され、試験成績で合格者が決定される。

第5章 服務

第1節 勤務時間等

公務員の1週間の勤務時間は、昼食時間を除き、40時間とし、土曜日は、休務を原則としている。

公務員の1日の勤務時間は、9時から18時までとし、昼食時間は、12時から13時までである。ただし、所属機関の長は、職務の性質、地域または機関の特殊性を考慮して、必要と認める場合には、1時間の範囲で、昼食時間を別に定めて運用することができる。

週40時間勤務に必要な事項は、地方自治体の長（特別市・広域市・道または特別自治道の教育監を含む。）が定めることとなっている。

上記を原則とするが、地方自治体の長は、職務の性質、地域または機関の特殊性により必要と認めるときは、勤務時間または勤務日を変更できるとされている。

第2節 休暇

公務員の休暇は、年暇、病暇、公暇及び特別休暇に区分される。

1 年暇

公務員の在職期間別年暇日数は下表のとおりである。

なお、当該年度に欠勤・休職・停職・降格及び職位解除の事実がない公務員で、次のいずれかに該当する者には、次の年に限り、在職期間別年暇日数にそれぞれ1日を加えることされている。なお、年暇は当年限りであり繰り越しされない。

- ・病暇を受けていない公務員
- ・年暇補償費（第3章第3節1－（6）－ウ参照）を支給されず年暇日数が残っている公務員

年暇日数

在職期間	年暇日数	在職期間	年暇日数
3月以上6月未満	3	3年以上4年未満	14
6月以上1年未満	6	4年以上5年未満	17
1年以上2年未満	9	5年以上6年未満	20
2年以上3年未満	12	6年以上	21

出典：地方公務員服務規程第7条

2 病暇

次のいずれか一つに該当する場合に、年 60 日（公務上の病気または負傷による場合は 180 日）の範囲で、病暇¹⁶を許可することができる。この場合、病気や負傷による遅刻・早退及び外出は、累計 8 時間を病暇 1 日として計算し、年暇から取得した病暇は病暇日数に算入しない。

病暇日数が、7 日以上の場合には、医師の診断書の添付が必要である。

- ・病気または負傷により職務を遂行できない時
- ・伝染病にかかりその公務員の出勤が他の公務員の健康に影響を及ぼすおそれがある時

3 公暇

地方自治体の長は、所属公務員が次のいずれか一つに該当するときには、直接的に必要な期間に対して、公暇を許可しなければならないこととされている。

- ・兵役法等による徴兵検査・召集・検閲点呼等に応じたり、動員または訓練に参加する時
- ・公務に関して国会、裁判所、検察その他の機関に召喚される時
- ・法律に基づいて投票に参加する時
- ・昇進試験・転補試験を受ける時
- ・産業安全保健法第 43 条の規定による健康診断または国民健康保険法第 52 条の規定による健康検診を受ける時
- ・血液管理法による献血に参加する時
- ・地方公務員教育訓練法施行令第 31 条の規定による外国語能力試験を受験する時
- ・天災、交通遮断またはその他の事由により出勤できない時
- ・オリンピック・国体等の国や地域単位のメインイベントに参加する時
- ・公務員労働組合設立及び運営等に関する法律第 9 条の規定より交渉委員に選任され、団体交渉や団体協約の締結に出席する時

4 特別休暇

公務員本人が結婚したり、その他の慶弔がある場合には、下表に基づく慶弔事休暇を取得することができる。

16 地方公務員服務規程に病暇について規定された条項がなかったため、ソウル特別市地方公務員服務条例第 22 条より抜粋した。

慶弔事休暇日数表

区分	対象	日数
結婚	本人	5日
	子供	1日
出産	配偶者	5日
養子縁組	本人	20日
死亡	本人及び配偶者の兄弟姉妹	1日

養子縁組は、「養子縁組促進及び手続きに関する特例法」による養子縁組に限定され、養子縁組以外の慶弔事休暇を実施する時は、遠隔地である場合には、実際に必要な往復所要日数を加算することができる。

出典：地方公務員服務規程別表1（第7条の3第2項関連）

その他の特別休暇については、下表のとおりである。

区分	対象	日数
出産休暇	妊娠中の公務員の出産前及び出産後 (多胎妊娠の場合)	90日(出産後の休暇日数が45日以上必要) (120日(出産後の休暇日数が60日以上必要))
	※下記のいずれかに該当する事由で出産休暇を申請する場合は、出産前の任意の時点で最長44日(多胎妊娠の場合は59日)の範囲で、出産休暇を分けて使用できるようにしなければならない。 ・妊娠中の公務員が、流産・死産の経験がある場合 ・妊娠中の公務員が、出産休暇を申請する時の年齢が満40歳以上の場合 ・妊娠中の公務員が、流産・死産のリスクがあるとの医療機関の診断書を提出した場合	
流産休暇 死産休暇	妊娠期間が11週間以内の場合	流産または死産した日から5日まで
	妊娠期間が12週以上15週以内の場合	流産または死産した日から10日まで
	妊娠期間が16週以上21週以内の場合	流産または死産した日から30日まで
	妊娠期間が22週以上27週以内の場合	流産または死産した日から60日まで
	妊娠期間が28週以上の場合	流産または死産した日から90日まで
不妊治療に係る休暇	人工授精や体外受精等の不妊治療施術を受ける公務員	施術当日に1日
	(体外受精の場合は、卵子採取日に1日追加)	
母性保護時間	妊娠中の女性公務員で、妊娠後12週間以内にあるか、妊娠後36週以上に該当する公務員	1日2時間以内

妊娠期間：流産または死産した公務員の妊娠期間

出典：地方公務員服務規程第7条の3第3項から6項)

第6章 身分保障

原則として、公務員は、刑の宣告・懲戒または地方公務員法で定める理由がなければ、本人の意思に反して、休職・降任または免職にならない。（1級公務員はそうではない。）

第1節 当然退職

欠格事由¹⁷のいずれか一つに該当する場合または任期制公務員の勤務期間が満了した場合には、当然退職する。

第2節 職権免職

任命権者は、公務員が次のいずれか一つに該当するときは、職権で免職させることができる。免職させる場合は、あらかじめ人事委員会の意見を聴く必要がある。

- ・地方自治体が廃止・設置・分離・合併した場合、職制と定員が改正・廃止された場合、予算が減少した場合で、職位がなくなったり過員となった場合
- ・休職期間が終了し、休職理由が消滅した後も、職務に復帰しなかったり、職務に耐えられない場合
- ・転職試験で3回以上不合格となった者で職務遂行能力が不足していると認められる場合
- ・徴兵検査・入営または召集命令を受けて、正当な理由なくこれを忌避したり、軍務のために休職中である人が、軍務中に軍務を離脱した場合
- ・職位解除により待機命令を受けた者が、その期間中、能力または勤務成績の向上が期待できないと認められる場合
- ・該当職級・職位で職務を遂行するのに必要な資格の効力がなくなったり、免許が取り消しとなり担当職務を遂行できなくなった場合

17 地方公務員法第31条（欠格事由） 次の各号のいずれか一つに該当する者は公務員になれない。

- 1.被成年後見人または被限定後見人
- 2.破産宣告を受けて復権されない者
- 3.禁固以上の刑を宣告され、その執行が終了したり、執行を受けないことが確定後5年を経過しない者
- 4.禁固以上の刑を宣告され、その執行猶予期間が終了した日から2年を経過しない者
- 5.禁固以上の刑の宣告猶予を宣告され、その宣告猶予期間中にある者
- 6.裁判所の判決または他の法律により資格が喪失または停止した者
- 6-2.公務員として在職期間中、職務と関連して刑法第355条及び第356条に規定された罪を犯した者として、300万ウォン以上の罰金刑を宣告され、その刑が確定された後2年を経過しない者
- 7.懲戒で罷免処分を受けた日から5年を経過しない者
- 8.懲戒で免職処分を受けた日から3年を経過しない者

第3節 休職

病気等のために本人の意思に関わらず休職を命じる場合と本人の希望により休職を命じる場合に区分できる。(地方公務員法第63条及び第64条)

本人の意思に関わらない休職

区分	期間
身体・精神上の障害で長期療養が必要な時	1年(公務上疾病または負傷による休職期間は3年)以内
兵役法に伴う兵役義務を終えるために徴集されたり召集された時	服務期間終了まで
天災地変または戦時・事変その他の理由で生死または所在が不明確となった時	3ヶ月以内
公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律第7条により、労働組合専任者として従事することとなった時	その専任機関
その他法律に伴う義務を遂行するために職務を離脱することとなった時	服務期間終了まで

本人の希望による休職

区分	期間
国際機構・外国機関、国内外の大学・研究機関、他の国家機関または大統領令に定める民間企業、その他の機関に臨時に採用される時	その採用期間
海外留学をすることとなった時	3年以内(やむを得ない場合は2年の範囲で延長可)
教育部長官または行政自治部長官が指定する研究機関や教育機関等で研修することとなった時	2年以内
満8歳以下(就学中の場合は小学校2学年以下)の子供を養育するために必要であったり、女性公務員が妊娠または出産することとなった時	子供一人に対し1年(女性公務員は3年)以内
事故や疾病等で長期間療養が必要な両親・配偶者・子供または配偶者の両親の看護のために必要な時	1年以内(在職期間中の総計が3年を超過できない。)
外国で勤務・留学または研修することになる配偶者に同伴する時	3年以内(やむを得ない場合は2年の範囲で延長可)

出典：地方公務員法第63・64条

第4節 降任

任命権者は、職制または定員の変更や予算の減少等で職位がなくなったり、下位の職位に変更されて過員になった時、または本人が同意した場合には、所属公務員を降任させることができる。

第5節 定年

公務員の定年は、他の法律で特別な規定がある場合を除いて 60 歳となっている。その定年に達した日が 1 月から 6 月の間にある場合は 6 月 30 日、7 月から 12 月の間にある場合は 12 月 31 日にそれぞれ当然退職する。

第6節 名誉退職等

公務員として 20 年以上勤続した人が定年前に自ら退職する場合には、名誉退職手当が支給される。

また、地方自治体の廃止・設置・分散・合併した場合、職制と定員が改正・廃止された場合、予算が減少した場合で、職位がなくなったり過員となり、勤続期間が 20 年未満の者が定年前に自ら退職する場合には、予算の範囲内で手当（早期退職手当）が支給される。

これらの支給対象範囲、支給額、支給手続き等については、地方公務員名誉退職手当等支給規程において定められている。（地方公務員法第 66 条の 2）

1 名誉退職手当

公務員の在職期間が 20 年以上ある者で、定年退職日 1 年以上の期間中、自ら進んで退職する経歴職公務員に対し支給される。

名誉退職手当支給額算定表

定年残余期間別対象者	算定基準
1年以上5年以内の者	退職当時月俸金額の半額×定年残余月数
5年超過10年以内の者	退職当時月俸金額の半額× $(60 + (\text{定年残余月数} - 60) / 2)$
10年超過の者	定年残余期間が10年の者に対する算定金額と同一の金額 (10年を超過する定年残余期間に対しては手当を支給しない。)

- ・退職当時月俸給額：地方公務員法第39条の3第4項により、特別昇進する者の場合は、特別昇進前の金額をいう。
- ・定年残余月数の計算にあつては、15日以上は1日とし、15日未満は計算しない。

出典：地方公務員名誉退職手当等支給規程別表 1（第 4 条関連）

2 早期退職手当

公務員として1年以上20年未満勤続した者で、地方自治体の廃止・分合、職制と定員の改廃または予算の減少等により、廃職または過員となり、その日から6ヶ月以内に自ら進んで退職する経歴職公務員（任期制職員は除く）に支給される。

早期退職手当額は、退職当時の月俸金額の6月分に相当する額（定年または勤務上限年齢までの残余期間が6月未満の場合は、その残余期間に相当する金額）となる。

第7節 その他退職手当等

公務員の退職または死亡、公務による負傷・病気・障害に対し、適切な給与を支給することにより公務員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に資することを目的として、公務員年金法が制定されている。（公務員年金法第1条）

同法により、公務員の退職・障害及び死亡について、長期給付が支給されることとなっており、退職手当に関しては、同法第61条の2¹⁸に規定されてる。

退職手当は、在職期間毎の1年に対して、基準所得月額（寄与金及び給与算定の基準となるもので、一定期間在職して得た所得から非課税所得を除いた金額の年支給合計額を12ヶ月で平均した金額）に下表の割合を乗じた金額となる。

在職期間	割合
1年以上5年未満	650/10,000
5年以上10年未満	2,275/10,000
10年以上15年未満	2,925/10,000
15年以上20年未満	3,250/10,000
20年以上	3,900/10,000

出典：公務員年金法施行令第52条の3

18 公務員年金法第61条の2（退職手当）

- 1 公務員が1年以上在職して退職したり、死亡した場合には、退職手当を支給する。
- 2 第1項の退職手当は、在職期間毎1年に対して、基準所得月額に、大統領令で定める割合を乗じた金額とする。
- 3 退職手当の支給については、第49条第1項及び第5項を準用する。

(別表1)

1級から9級までの階級に区分する一般職公務員の職級表

職群	職列	職類	階 級								
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1. 行政	行政	一般行政	地方 管理官	地方 理事官	地方 副理事官	地方 書記官	地方行政 事務官	地方行政 主事	地方行政 主事補	地方行政 書記	地方行政 書記補
		法務行政									
		財経									
		国際通商									
		労働									
		文化広報									
		監査									
		統計									
		企業行政									
		運輸									
	税務	地方税					地方税務 主事	地方税務 主事補	地方税務 書記	地方税務 書記補	
	電算	電算					地方電算 主事	地方電算 主事補	地方電算 書記	地方電算 書記補	
	教育行政	教育行政					地方 教育行政 事務官	地方 教育行政 主事	地方 教育行政 主事補	地方 教育行政 書記	地方 教育行政 書記補
	社会福祉	社会福祉					地方 社会福祉 事務官	地方 社会福祉 主事	地方 社会福祉 主事補	地方 社会福祉 書記	地方 社会福祉 書記補
司書	司書					地方司書 事務官	地方司書 主事	地方司書 主事補	地方司書 書記	地方司書 書記補	
速記	速記					地方速記 事務官	地方速記 主事	地方速記 主事補	地方速記 書記	地方速記 書記補	
防護	防護 警備					地方防護 事務官	地方防護 主事	地方防護 主事補	地方防護 書記	地方防護 書記補	
2. 技術	工業	一般機械	地方 管理官	地方 理事官	地方 副理事官	地方技術 書記官	地方工業 事務官	地方工業 主事	地方工業 主事補	地方工業 書記	地方工業 書記補
		農業機械									
		機械運転									
		造船									
		一般電気									
		電子									
		原子力									
		金属									
		冶金									
		繊維									
		一般化工									
		ガス									
		資源									
		農業									
	蚕業										
	植物検疫										
	農科学										
	畜産										
	緑地	生命遺伝									
		山林資源					地方緑地 事務官	地方緑地 主事	地方緑地 主事補	地方緑地 書記	地方緑地 書記補
		山林保護									
		山林利用									
	獣医	造園									
		獣医					地方獣医 事務官	地方獣医 主事	地方獣医 主事補		
	海洋 水産	一般海洋					地方 海洋水産 事務官	地方 海洋水産 主事	地方 海洋水産 主事補	地方 海洋水産 書記	地方 海洋水産 書記補
		一般水産									
		水産製造									
		水産増殖									
漁労											
水産物検査											
一般船舶											
船舶航海											
船舶機関											
海洋交通施設											
保健	保健					地方保健 事務官	地方保健 主事	地方保健 主事補	地方保健 書記	地方保健 書記補	

	食品衛生	食品衛生					地方食品衛生事務官	地方食品衛生主事	地方食品衛生主事補	地方食品衛生書記	地方食品衛生書記補
	医療技術	医療技術					地方医療技術事務官	地方医療技術主事	地方医療技術主事補	地方医療技術書記	地方医療技術書記補
	医務	一般医務 齒務					地方医務事務官				
	薬務	薬務 薬剤					地方薬務事務官	地方薬務主事	地方薬務主事補		
	看護	看護					地方看護事務官	地方看護主事	地方看護主事補	地方看護書記	
	保健診療	保健診療					地方保健診療事務官	地方保健診療主事	地方保健診療主事補	地方保健診療書記	
	環境	一般環境 水質 大気 廃棄物					地方環境事務官	地方環境主事	地方環境主事補	地方環境書記	地方環境書記補
	航空	一般航空 操縦 整備					地方航空事務官	地方航空主事	地方航空主事補	地方航空書記	地方航空書記補
	施設	都市計画 一般土木 農業土木 水道土木 建築 地籍 測地 交通施設 都市交通設計 デザイン					地方施設事務官	地方施設主事	地方施設主事補	地方施設書記	地方施設書記補
	防災安全	防災安全					地方防災安全事務官	地方防災安全主事	地方防災安全主事補	地方防災安全書記	地方防災安全書記補
	放送通信	通信士 通信技術 電送技術 電子通信技術					地方放送通信事務官	地方放送通信主事	地方放送通信主事補	地方放送通信書記	地方放送通信書記補
	衛生	衛生 使役					地方衛生事務官	地方衛生主事	地方衛生主事補	地方衛生書記	地方衛生書記補
	調理	調理					地方調理事務官	地方調理主事	地方調理習字補	地方調理書記	地方調理書記補
	看護助務	看護助務					地方看護助務事務官	地方看護助務主事	地方看護助務主事補	地方看護助務書記	地方看護助務書記補
	施設管理	施設管理					地方施設管理事務官	地方施設管理主事	地方施設管理主事補	地方施設管理書記	地方施設管理書記補
	運転	運転					地方運転事務官	地方運転主事	地方運転主事補	地方運転書記	地方運転書記補
3. 管理 運営	土木 運営	土木 運営						地方土木運営主事	地方土木運営主事補	地方土木運営書記	地方土木運営書記補
	建築 運営	建築運営 配管運営						地方建築運営主事	地方建築運営主事補	地方建築運営書記	地方建築運営書記補
	通信 運営	通信 運営						地方通信運営主事	地方通信運営主事補	地方通信運営書記	地方通信運営書記補
	電話相談 運営	電話相談 運営						地方電話相談運営主事	地方電話相談運営主事補	地方電話相談運営書記	地方電話相談運営書記補
	電気 運営	電気 運営						地方電気運営主事	地方電気運営主事補	地方電気運営書記	地方電気運営書記補
	機械 運営	機械運営 映写運営						地方機械運営主事	地方機械運営主事補	地方機械運営書記	地方機械運営書記補
	熱管理 運営	熱管理 運営						地方熱管理運営主事	地方熱管理運営主事補	地方熱管理運営書記	地方熱管理運営書記補
	化工 運営	化工 運営						地方化工運営主事	地方化工運営主事補	地方化工運営書記	地方化工運営書記補

	ガス 運営	ガス 運営						地方ガス 運営主事	地方ガス 運営主事補	地方ガス 運営書記	地方ガス 運営書記補
	気候環境 運営	気候環境 運営						地方気候環境 運営主事	地方気候環境 運営主事補	地方気候環境 運営書記	地方気候環境 運営書記補
	船舶航海 運営	船舶航海 運営						地方船舶航海 運営主事	地方船舶航海 運営主事補	地方船舶航海 運営書記	地方船舶航海 運営書記補
	船舶機関 運営	船舶機関 運営						地方船舶機関 運営主事	地方船舶機関 運営主事補	地方船舶機関 運営書記	地方船舶機関 運営書記補
	農林 運営	農林運営						地方農林 運営主事	地方農林 運営主事補	地方農林 運営書記	地方農林 運営書記補
園芸運営											
	飼育 運営	飼育 運営						地方飼育 運営主事	地方飼育 運営主事補	地方飼育 運営書記	地方飼育 運営書記補
	保健 運営	保健 運営						地方保健 運営主事	地方保健 運営主事補	地方保健 運営書記	地方保健 運営書記補
	事務 運営	ワード運営						地方事務 運営主事	地方事務 運営主事補	地方事務 運営書記	地方事務 運営書記補
筆記運営											
計理運営											
司書運営											
電算運営											

出典：地方公務員任用令別表1（第3条第1項）関連

(別表2)

公務員の職級・職位の区分

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
職級	管理官	理事官	副理事官	書記官	事務官	主事	主事補	書記	書記補	
職位	行政部 (国)	室長	局長	課長 重要税務署長	古参係長	係長	主務官	実務者	実務者	業務補助
	地方 自治体	道副知事	道室長	道局長	道課長	道係長	道次官	実務者	実務者	業務補助
		広域副市長 市長(大)	市長(中)	郡守	副郡守	市課長	市係長			
				区庁長	洞(面)長					

(別表 3)

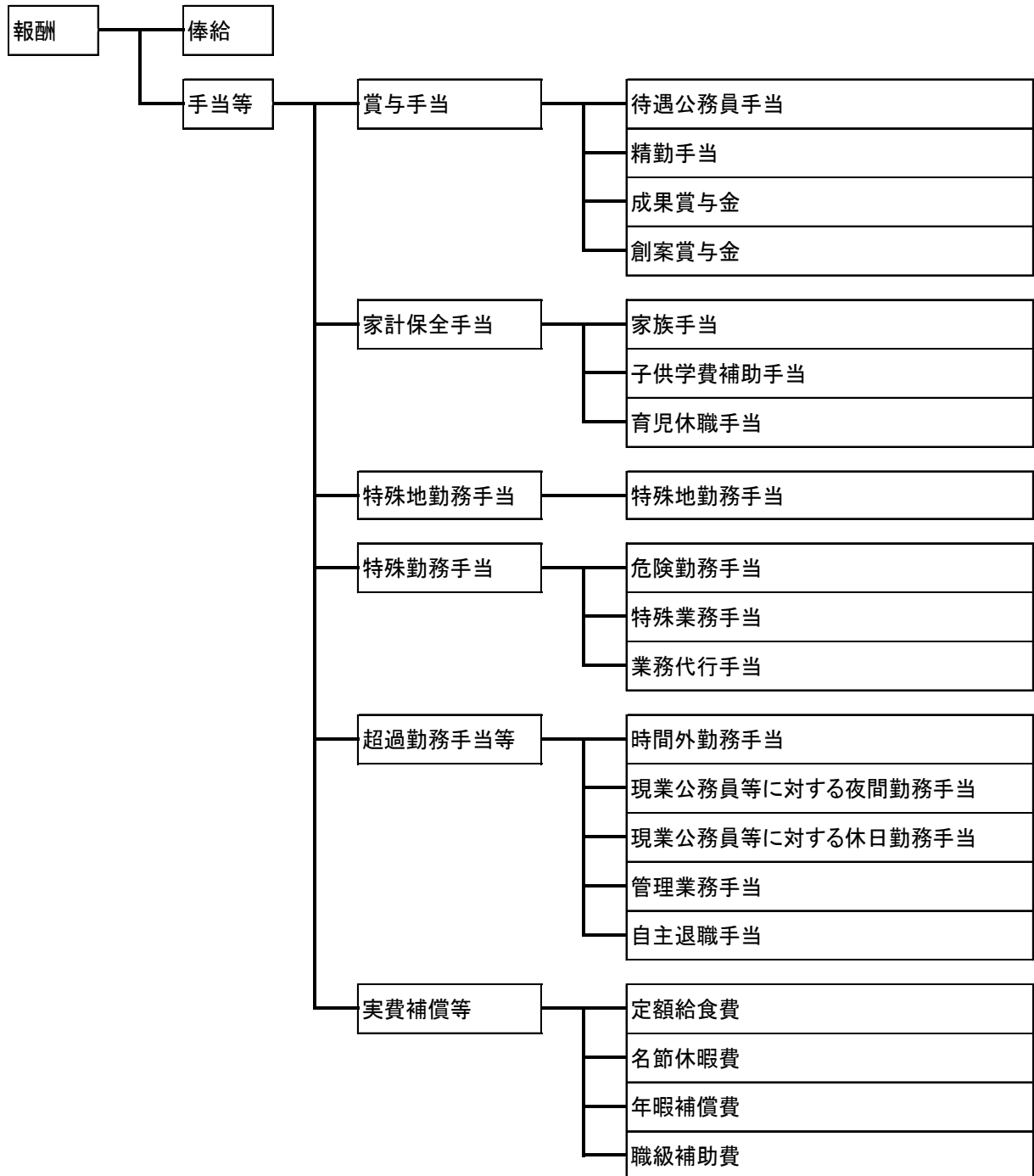
一般職公務員と一般職に準じる特定職及び別定職公務員等の俸給表 (2015)

(月支給額 単位:ウオン)									
階級・ 職務等級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級・ 6 等級	5 級・ 5 等級	6 級・ 4 等級	7 級・ 3 等級	8 級・ 2 等級	9 級・ 1 等級
	1	3,513,000	3,162,600	2,853,200	2,445,400	2,185,400	1,802,800	1,617,800	1,442,500
2	3,636,100	3,279,900	2,958,800	2,545,300	2,273,700	1,886,600	1,691,600	1,512,500	1,348,600
3	3,762,400	3,398,700	3,067,500	2,646,800	2,365,300	1,973,200	1,769,700	1,586,400	1,418,300
4	3,891,500	3,518,900	3,177,000	2,750,600	2,460,500	2,061,700	1,851,800	1,661,700	1,492,200
5	4,023,700	3,640,400	3,288,300	2,855,900	2,558,300	2,152,600	1,936,800	1,740,200	1,566,700
6	4,157,500	3,762,300	3,400,700	2,962,200	2,658,100	2,246,200	2,024,000	1,820,500	1,642,900
7	4,293,400	3,885,700	3,514,300	3,069,400	2,759,500	2,340,000	2,111,800	1,901,300	1,715,900
8	4,430,500	4,009,100	3,628,300	3,177,300	2,862,000	2,434,100	2,199,900	1,978,500	1,786,300
9	4,569,200	4,133,200	3,743,300	3,285,400	2,964,900	2,528,500	2,283,800	2,052,500	1,853,700
10	4,709,000	4,257,300	3,858,200	3,393,400	3,068,600	2,617,100	2,364,000	2,122,300	1,918,400
11	4,848,500	4,381,900	3,973,200	3,502,400	3,165,200	2,701,100	2,439,600	2,190,000	1,980,300
12	4,992,500	4,510,700	4,092,600	3,604,900	3,258,500	2,783,800	2,513,700	2,256,200	2,041,600
13	5,137,400	4,640,500	4,203,500	3,701,000	3,347,200	2,861,500	2,584,200	2,319,800	2,100,500
14	5,282,800	4,757,800	4,306,300	3,790,500	3,429,900	2,935,000	2,651,700	2,380,500	2,157,600
15	5,409,800	4,866,100	4,401,100	3,874,800	3,507,900	3,005,600	2,716,000	2,438,800	2,212,300
16	5,522,400	4,965,400	4,489,600	3,954,200	3,581,400	3,071,700	2,777,000	2,495,000	2,265,200
17	5,622,400	5,056,800	4,571,800	4,028,000	3,650,500	3,134,800	2,835,500	2,547,600	2,316,900
18	5,711,600	5,140,000	4,648,200	4,097,000	3,715,800	3,194,600	2,891,400	2,598,700	2,365,100
19	5,791,300	5,217,200	4,718,900	4,161,400	3,777,300	3,251,100	2,943,900	2,647,600	2,412,400
20	5,862,800	5,287,600	4,785,000	4,221,600	3,834,800	3,304,400	2,994,100	2,694,300	2,457,400
21	5,928,600	5,351,800	4,846,200	4,277,900	3,889,000	3,355,700	3,042,000	2,738,900	2,500,000
22	5,987,300	5,410,900	4,902,900	4,330,700	3,939,900	3,403,800	3,087,100	2,781,700	2,540,900
23	6,036,800	5,464,900	4,955,400	4,380,200	3,988,000	3,449,000	3,130,800	2,822,400	2,579,800
24		5,509,000	5,004,200	4,426,700	4,032,900	3,492,200	3,172,300	2,861,700	2,617,200
25		5,551,200	5,044,500	4,469,500	4,075,300	3,533,200	3,211,500	2,898,900	2,652,800
26			5,082,700	4,505,600	4,115,300	3,571,900	3,249,100	2,935,200	2,685,000
27			5,118,400	4,539,100	4,148,500	3,608,700	3,281,000	2,965,300	2,712,800
28				4,570,900	4,180,400	3,639,500	3,310,700	2,994,400	2,739,600
29					4,209,700	3,668,400	3,339,500	3,021,800	2,765,400
30					4,238,100	3,696,900	3,366,700	3,048,500	2,790,400
31						3,723,200	3,392,600	3,074,300	2,815,000
32						3,748,200			
備考									
1. 国家情報院企画調整室長の俸給月額は、7,127,900ウオンとする。									
2. 次の各目の公務員の俸給月額は、該当階級及び号俸相当額とする。ただし、第8条、第9条及び第11条（第61条により第8条、第9条及び第11条を準用する場合を含む。）により確定した号俸が高い場合には、有利な号俸を適用する。									
(1) 交渉団体政策研究委員のうち4級相当：4級21号俸									
(2) 国会議員補佐官：4級21号俸、国会議員秘書官：5級24号俸、国会議員秘書のうち6級相当：6級11号俸、7級相当：7級9号俸、9級相当：9級7号俸									

出典：公務員報酬規程別表 3

(別表 4)

地方公務員の報酬構造



出典：地方公務員の手当等に関する規程

参考文献・ホームページ等

1. 書籍・報告書等

- 『韓国行政・自治入門』（2006年） 申龍徹 著 公人社
『韓国の地方自治』（2008年） （財）自治体国際化協会発行
CLAIR REPORT NO.127 『韓国地方公務員の人事制度について』（1996年）
CLAIR REPORT NO.186 『韓国地方公務員制度について』（1999年）

2. ウェブサイト

- 国家法令情報センター（韓国法制処） <http://www.law.go.kr/main.html>
地方公務員法（法律第12235号 2014.1.14 一部改正）
地方公務員報酬規程（大統領令第25071号 2014.1.8 一部改正）
地方公務員の手当等に関する規程（大統領令第25226号 2014.3.5 他法改正）
地方公務員服務規程（大統領令第25418号 2014.6.30 一部改正）
地方公務員任用令（大統領令第25138号 2014.2.5 一部改正）
地方公務員年金法（法律第12600号 2014.5.20 他法改正）
地方公務員年金法施行令（大統領令第25840号 2014.12.9 他法改正）
地方公務員名誉退職手当等規程（大統領令第25040号 2013.12.30 他法改正）
e-1 国指標（韓国統計庁） <http://www.index.go.kr/>
地方公務員定員現況

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 玉木 千絵

【監修】

韓国地方行政研究院 申斗燮

一般財団法人自治体国際化協会ソウル事務所長 小谷 章